

第二百八十号議案

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一 一の項(土)の二中「ロ、法」を「ロ、」に、「又は法」を「又は」に、「千四百五十円」を「千二百円」を「千五百円」に改め、同項(土)及び(土)の二中「第百四条の四第六項」を「第百五条の二第二項」に、「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同項(土)の二の次に次のように加える。

(土)の三 法第百五条の二第四項の規定に基づ  
く運転経歴情報の記録

運転経歴情報記録手数料

九百円（運転経歴証明書の交付又は再交付を伴う場合にあつては、百円）

記録申請のとき。

別表第一 一の項(土)中「六千四百五十円」を「六千六百元」に、「二千九百元」を「二千九百五十円」に改め、同表二の項(一)中「二千五百円」を「二千四百円」に改め、同項(二)中「二千五百円」を「二千三百円」に改め、同項(三)中「四百円」を「六百円」に改め、同項(四)及び(五)を削る。

別表第二 一の部一の項中

千五百五十円

を

千六百五十円

に、「千九百円（道路交通法施行令）」を「千九百

五十円（道路交通法施行令）」に、「免許証」という。）の更新を「この表において「免許証」という。）又は免許情報記録（以下この表において「免許証等」と総称する。）の有効期間の更新（以下この表において「免許証等の更新」という。）に、「八百円」を「七百五十円」に、

四千百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、六千六百元）

を

三千九百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験（以下この表において「技能試験」という。）を東京都公安委員会（以下この表において「公安委員会」という。）が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、六千九百円）

に、「千九百円（政令）」を「千九百五十円（政令）」に、「免

	千七百五十円
--	--------

	千九百円
--	------

許証の更新」を「免許証等の更新」に、

二千五百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、三千三百五十円）
--

を

二千五百円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、三千三百円）
--

に、「二千六百元（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項

について行う試験」を「二千八百円（技能試験）」に、「四千五十円」を「四千五百五十円」に、「千五百円」を「千六百元」に、「千七百元」を「千八百円」に、「四千八百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「四千五百円（技能試験）」に、「七千六百五十円」を「七千四百五十円」に、「二千九百元（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千九百五十円（技能試験）」に、「四千三百五十円」を「四千七百円」に改め、同部一の二の項中「大型自動車仮免許、中型自動車仮免許又は準中型自動車仮免許」を「大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「三千九百元」を「三千九百五十円」に、「六千四百円」を「六千九百五十円」に、「普通自動車仮免許」を「普通自動車仮運転免許」に、「三千七百五十円」を「三千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同部二の項中「千九百元」を「二千五十円」に、「四千四百円」を「五千五十円」に、「千七百五十円」を「千九百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百五十円」に、「千六百五十円」を「千八百円」に、「三千五百五十円」に、「千円」を「千五百円」に改め、同部三の項を次のように改める。

<p>三 法第九十二条 第一項又は第九 十五条の二第十 一項の規定によ る免許証の交付 を受けようとす る者</p>	<p>免許証交付 手数料</p>	<p>第一種運転免許 又は第二種運転 免許に係る免許 証</p>	<p>法第九十二条第一項の 規定による交付を受け る場合</p>	<p>二千三百五十円（政令 第三十三条の六の二第 六号に掲げるやむを得 ない理由のため免許証 等の更新を受けること ができなかつた者で あつて、法第九十七条 の二第一項第三号に該 当して同項の規定の適 用を受けたもの（以下 この表において「特定 試験免除者」とい う。）に対する交付に あつては、二千百円） （日を同じくして第一 種運転免許又は第二種 運転免許のうち二以上 の種類の免許を受ける 者（以下この表におい て「複数免許取得者」</p>	<p>交付申請の とき。</p>
--	----------------------	--	--	---	----------------------

仮運転免許に係る免許証		法第九十五条の二第十 一項の規定による交付 を受ける場合	という。)に対する交 付にあつては、二千百 五十円(特定試験免除 者に対する交付にあつ ては、千九百円)に、 与える免許一種類ごと に二百円を加えた額)
	千五百円	二千五百五十円	
千五百円			

別表第二 一の部四の項中「二千二百五十円」を「二千六百円」に、「千五百円」を「千五十円」に改め、同項の次に次のように加える。

四の二 法第九十 五条の二第三項 の規定による特 定免許情報の記 録又は法第九十 五条の三の規定	特定免許情 報記録手数 料	特定免許情報の 記録	法第九十五条の二第六 項の規定による申出を する場合	千五百五十円(特定試 験免除者に係る記録に あつては、千三百五十 円)(複数免許取得者 に係る記録にあつて は、千三百五十円(特	記録又は書 換えの申請 のとき。
---	---------------------	---------------	----------------------------------	---	------------------------

により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定若しくは法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者（政令第四十三条第四項第一号及び第二号に掲げる者を除く。）

<p>法第百一条の四の二第二項の規定による申出（以下この表において「更新時不交付申出」という。）をする場合</p>	
<p>法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合</p>	<p>千五百円（法第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第百一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第九十四条第二項の規定による免許証</p>
<p>八百円</p>	<p>定試験免除者に係る記録にあつては、千五百円）に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）</p>


	免許情報記録の書換え
--	------------

千五百五十円（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受けられる場合にあつては、百円）	（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受けられる場合にあつては、百円）
---	---

別表第二 一の部五の項を次のように改める。

<p>五 法第百一条第一項、第百一条の二第一項又は第百一条の二の二第一項の規定による免許証等の更新を受けようとする者</p>	<p>免許証等更新手数料</p>	<p>免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）</p>	<p>法第百一条の二の二第一項の規定による理由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この表において「經由申請」という。）をする場合</p>	<p>二千七百五十円</p> <p>千三百円</p> <p>二千八百五十円</p>	<p>更新申請のとき。</p>		<p>係る書換えにあつては、千三百五十円に与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）</p>	
--	------------------	---	--	---	-----------------	--	---	--

免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新			免許情報記録の有効期間の更新 (同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。)		
經由申請をしない場合	經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき。	經由申請をする場合であって、經由地書換申出をするとき。	經由申請をしない場合	經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき。	經由申請をする場合であって、法第百一条の二の二第三項の規定による申出(以下この表において「經由地書換申出」という。)をするとき。
二千九百五十円	二千八百五十円	二千五百円	二千百円	千九百五十円	千円

別表第二 一の部五の二の項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、

五百五十円
-------

を

經由地書換申出をする場合	千七百円
經由地書換申出をしない場合	七百五十円

に改め、

同部五の四の項中「又は法」を「又は」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同部六の項中「又は法」を「又は」に、「千四百円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「三千百円」に改め、同部八の項中「二万三千四百円」を「二万三千七百五十円」に、「一万九千五百円」を「一万九千八百円」に、「一万四千七百円」を「一万四千四百五十円」に、「二万一千五百円」を「二万二千二百円」に改め、同部十の項中「一万四千五百五十円」を「一万五千百円」に、「一万一千八百五十円」を「一万二千円」に、「九千六百五十円」を「九千九百五十円」に、「一万二千四百五十円」を「一万二千八百五十円」に改め、同部十一の項中「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同部十二の項中

講習一時間について七百五十円
講習一時間について二千三百五十円

を

講習一時間について八百五十円
講習一時間について二千四百円

に、「四千四百五十円」を「四千六百五十円」に、「三千五百円」を「四千四百五十円」に、「四千三百五十円」を「四千円」を「四千二百円」に、「三千八百円」に、「二千八百円」を「三千五十円」に、「四千五百五十円」を「四千三百円」に、「四千円」を「四千二百円」に、「三千八百円」を「三千二百円」に、「三千二百円」を「三千二百円」に、

講習一時間について千四百円	講習一時間について七百五十円
---------------	----------------

を

講習一時間について千八百五十円	講習一時間について九百円
-----------------	--------------

に、「二千五百五十円」を「二千三百円」に、「二千五十円」

を「二千五百五十円」に、「二千七百元」を「二千八百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百元」に、「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に、

法第九十二条の二 第一項の表備考一 2に規定する優良 運転者に対する講習	五百円
---	-----

法第九十五条の六 第一項の表備考一 ロに規定する優良 運転者に対する講習	五百円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この表において「オンライン講習」とい
---	--

<p>法第九十二条の二 第一項の表備考一 3に規定する一般 運転者に対する講 習</p>	<p>八百円</p>	<p>法第九十二条の二 第一項の表備考一 4に規定する違反 運転者等に対する 講習</p>
<p>を</p>		
<p>法第九十五条の六 第一項の表備考一 ハに規定する一般 運転者に対する講 習</p>	<p>八百円（オンライン 講習にあつては、二 百円）</p>	<p>法第九十五条の六 第一項の表備考一 ニに規定する違反 運転者等のうち特 定基準不該当者 （国家公安委員会 規則で定める政令 第三十三条の七第 二項の基準に該当 しない者をいう。 以下この表におい て同じ。）でない</p>
<p>に、 「六千四百五十 う。）にあつては、 二百円）</p>		

--	--

円」を「六千六百元」に、「二千九百元」を「二千九百五十円」に、

	ものに対する講習
<p>法第九十五条の六 第一項の表備考一 二に規定する違反 運転者等のうち特 定基準不該当者で あるものに対する 講習</p>	<p>八百円（オンライン 講習にあつては、二 百円）</p>

<p>法第百八条の二第 一項第十三号に掲 げる講習</p>	<p>一万二千五百円（当該講習 が道路交通法施行規則第三 十八条第十三項第二号の表 第一号に掲げる講習方法に 係るものである場合にあつ ては、九千五十円）</p>
---------------------------------------	---

<p>法第百 八条の 二第一 項第十 三号に 掲げる 講習</p>	<p>自動車等 （これに 準ずるも のとして 国家公安 委員会規 則で定め る装置を 含む。） を使用す</p>	<p>一万二千九百円</p>
---	--	----------------

「二千二百五十円」を「二千六百元」に、

<p>法第百八条の二第一項第十五号又は第十六号に掲げる講習</p>	<p>講習一時間について二千円</p>
-----------------------------------	---------------------

--	--

を

を

<p>法第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習</p>	<p>講習一時間について二千五百円</p>
<p>法第百八条の二第一項第十六号に掲げる講習</p>	<p>講習一時間について二千五百円</p>

	<p>る指導 (以下この表において「実車等指導」という。)を含む講習 実車等指導を含まない講習</p>
<p>九千三百五十円</p>	

に改め、

に、

同部十三の項中「九百円」を「千円」に改め、同部備考二の表一の項中「四千円」を「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に、千二百五十円を千二百円に、「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に改め、同表二の項中「六千七百円」を「六千三百五十円」に、「六千円」を「六千二百五十円」に、「二千円」を「千九百円」に、「七千四百円」を「七千七百五十円」に改め、同表五の項中「二千三百五十円」を「二千六百円」に、「千九百円」を「千八百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表六の項中「二千五十円」を「二千円」に、「二千五百五十円」を「二千四百円」に、「三千七百円」を「三千七百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表備考イ中「二千三百五十円」を「二千九百五十円」に、「千円」を「千三百五十円」に改め、同表備考ロ中「五百円」を「五百五十円」に、「三百円」を「三百五十円」に改め、同部備考三の表一の項中「四千円」を「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に、千二百五十円を千二百円に、「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に改め、同表二の項中「二千五十円」を「二千円」に改め、同表四の項及び五の項中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表六の項中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表備考イ中「二千四百円」を「三千円」に、「九百円」を「九百五十円」に、「千円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千九百五十円」に改め、同表備考ロ中「百五十円」を、普通自動車免許」を「二百円を、普通自動車免許」に、「百五十円を減ずる」を「五十円を減ずる」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。ただし、別表第一 二の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

#### (提案理由)

手数料の額を改定するとともに、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行等に伴い、特定免許

情報の個人番号カードへの記録等に係る手数料の規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。